

# 安曇野ふるさと寄附「ふるさと納税払い チョイス Pay」加盟店募集要項

## 1 目的

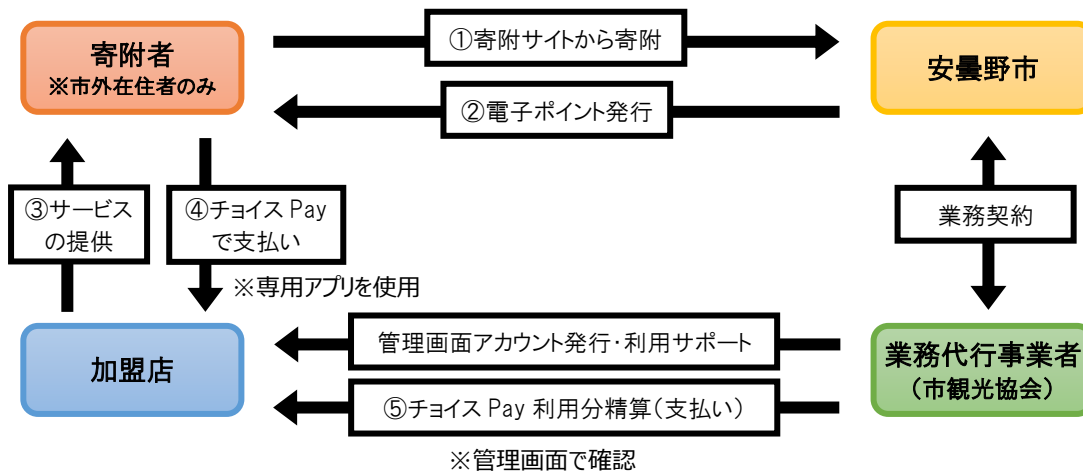
本市では、これまでふるさと納税制度による地場産業の振興を目的に、寄附をしていただいた市外在住の方に、感謝の気持ちを込めて地元の特産品等をお礼の品としてお送りしてきました。

これに加え、寄附者が来訪し、安曇野市の魅力を実際に体感し、ファン（リピーター）となっていただくためのお礼の品として、「ふるさと納税払い チョイス Pay」（以下、チョイス Pay）を導入します。

## 2 チョイス Pay とは

ふるさと納税のお礼の品の一つとして取扱う地域限定の電子ポイント（1ポイント1円換算）であり、本市が登録する加盟店での食事、宿泊等のサービスに利用できます。

## 3 チョイス Pay 利用の流れ



- ① 市外在住の寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」（以下、「寄附サイト」という。）を通して、安曇野市へ寄附を申し込みます。
- ② お礼の品としてチョイス Pay を希望した寄附者に対し、安曇野市から電子ポイントを発行（決済完了後すぐにポイントを付与）します。（有効期間は2年間）
- ③ 寄附者が安曇野市を訪れた際に、加盟店が寄附者に対しサービスを提供します。
- ④ 寄附者が加盟店に対し、チョイス Pay（電子ポイント）で対価を支払います。
- ⑤ 業務代行事業者は加盟店に対し、チョイス Pay 利用額を支払います。

## 4 加盟店登録要件

次の全ての要件に該当することが要件となります。

- (1) 安曇野市内に店舗を有し、日本標準産業分類（大分類）における「宿泊業、飲食サービス業」に類する事業を営む法人及び団体若しくは個人事業主であること。

- (2) 各種法令、規則、条例等を遵守していること。
- (3) ポイントの利用状況の確認や取消処理に使用するスマートフォン、タブレット端末、パソコンなどを手配でき、インターネット通信が可能な環境を有していること。
- (4) 寄附サイトに掲載する店舗の情報や写真を提供できること。
- (5) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと。
- (8) 個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることができること。
- (9) その他、市長が特に必要と認めた者。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、加盟店登録を申請することができません。

- (1) 全国共通のサービスを提供する店舗（全国展開しているフランチャイズの飲食店など）。
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日号外法律第122号）第2条第1項及び第6項に定める営業店舗。

## 5 登録の取消し

加盟店が次の各号に掲げる事由に該当すると認められる場合は、その登録を取消します。この場合、市は加盟店の損害を賠償する責めを負いません。

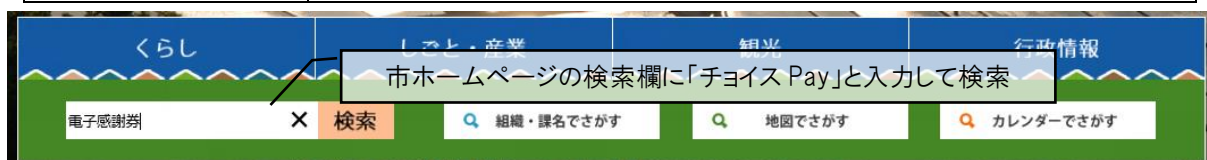
- (1) 加盟店が営業を終了したとき。
- (2) 加盟要件に該当しなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請により加盟登録を受けたとき。
- (4) 法令に違反するなど加盟店として適切でないと認められるとき。

## 6 申請方法

- (1) 提出書類等（下記④は市ホームページからダウンロードしてください。）

下記提出書類等を、電子メールにて、登録を希望する店舗ごとに提出してください。なお、提出いただいた書類等は返却いたしません。

提出書類等	備考
①加盟店登録申請書	電子データ（EXCEL形式）を電子メールで送信してください。 市ホームページの検索欄に「チョイスPay」と入力し検索して下さい。
②店舗画像データ (JPEGファイル形式)	寄附サイトへ掲載用の画像（横長）をJPEGファイル形式で5枚以内。 電子メールで送信してください。 ※ <u>外観1枚は必須</u> 。ほかに内観、商品、スタッフなど。 ※ファイルサイズが大きい場合は複数回に分けて送信してください。



(2) 提出先

**一般社団法人 安曇野市観光協会**

電話：0263-82-3133 FAX：0263-87-9361

メール：[azumino@bz03.plala.or.jp](mailto:azumino@bz03.plala.or.jp)

(3) 申請受付期間

随時受付します。

(4) 加盟店要件の確認及び結果の通知

提出された書類により、加盟店要件の確認を行い、その結果は申請者へ通知します。

(5) 留意事項

加盟店登録に係る費用及び精算に係る費用等、導入に当たり加盟店にご負担いただく費用はありません。

ただし、インターネット通信が可能なスマートフォン、タブレット端末、パソコンのいずれかを加盟店でご準備いただく必要があります。

**7 チョイスPay取扱開始日**

加盟店に登録する場合、決定通知を送付いたします。チョイスPay取扱開始日は通知に記載します。

**8 加盟店で利用されたチョイスPayの精算について**

加盟店で利用されたチョイスPayは、毎月月末を締日としてとりまとめ、締日の翌月末日までに加盟店が指定する口座へ振り込みます。(加盟店への振込は安曇野市観光協会が行います。)

請求書の提出は必要ありません。

**9 チョイスPayの利用方法等の問い合わせについて**

チョイスPayの利用方法に関するお問い合わせは、安曇野市観光協会へお願いします。

(安曇野市観光協会 電話：0263-82-3133)

**【チョイスPay全般に関するお問い合わせ先】**

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地

安曇野市役所 総務部 総務課 総務係 担当：赤津

電話：0263-71-2408 (直通) FAX：0263-71-5155

メール：[furusato@city.azumino.nagano.jp](mailto:furusato@city.azumino.nagano.jp)